

ま え が き

我が国では、車社会の急激な進展に対して、交通安全施設の不足や車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加しました。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されたところです。

青森県においても、昭和47年には、本県最悪の道路交通事故死者数238人を記録しましたが、昭和46年以降の、9次にわたる交通安全基本計画に基づく、県民一体となった交通安全対策を強力に実施した結果、昭和59年には111人と半数以下に減少し、平成27年には40人と、昭和46年の計画策定時と比べて、8割以上減少し、現在の統計方法で最少となりました。

しかしながら、道路交通事故による年間の死傷者数は、減少傾向にあるものの未だに4,700人を超えており、更なる交通安全対策の充実強化が求められています。

また、鉄道（軌道上を含む）や踏切事故についても、発生件数は比較的少数にとどまっているものの、大量・高速輸送システムの進展の中で、ひとたび交通事故が発生した場合には、重大な影響を及ぼすおそれがあります。

交通事故の防止は、県、市町村及び関係機関・団体、そして県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題です。人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばなりません。

この交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、この計画に基づき、県、市町村、関係機関・団体は、相互に緊密な連携を保ち、効果的な交通安全施策を推進するものとします。

平成28年9月

青森県交通安全対策会議会長
青森県知事 三 村 申 吾